**別表**

**北見市民間社会福祉施設(障害者支援施設等)整備費補助基準**

**１　交付対象施設等**

　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の第５条８項及び１１項に該当する施設、児童福祉法第７条に基づく児童福祉施設のうち障害児入所施設

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象施設 | 補助対象事業 |
| 施設入所支援　併設する短期入所施設 | 施設整備（創設、増築、改築） |

**２　施設整備費基準単価等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の種類 | 基準単価 | 単位 | 対象経費　※ |
| 施設入所支援 | 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱で補助される額の１／３ | 施設数 | **施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費**（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする） |
| 短期入所施設 | 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱で補助される額の１／３ | 施設数 |

　※　１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

　※　次に掲げる費用については、補助対象としないものとする。

1. 土地の取得又は整地に要する費用
2. 既存建物の取得に要する費用（建物の新築に比べ、相当に効率的と認められる場合における

ものを除く）

1. 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
2. その他必要と認められない費用

３　交付額の算定方法

　補助金の交付額は、次に掲げる（１）と（２）を比較して少ない方の額を上限として交付する。

1. １に掲げる交付対象施設ごとに、２に掲げる基準単価に当該施設の施設数を乗じて得た額
2. ２に掲げる対象経費から国・道補助金その他収入額を控除した額